

# 利用者支援事業

## ■事業内容

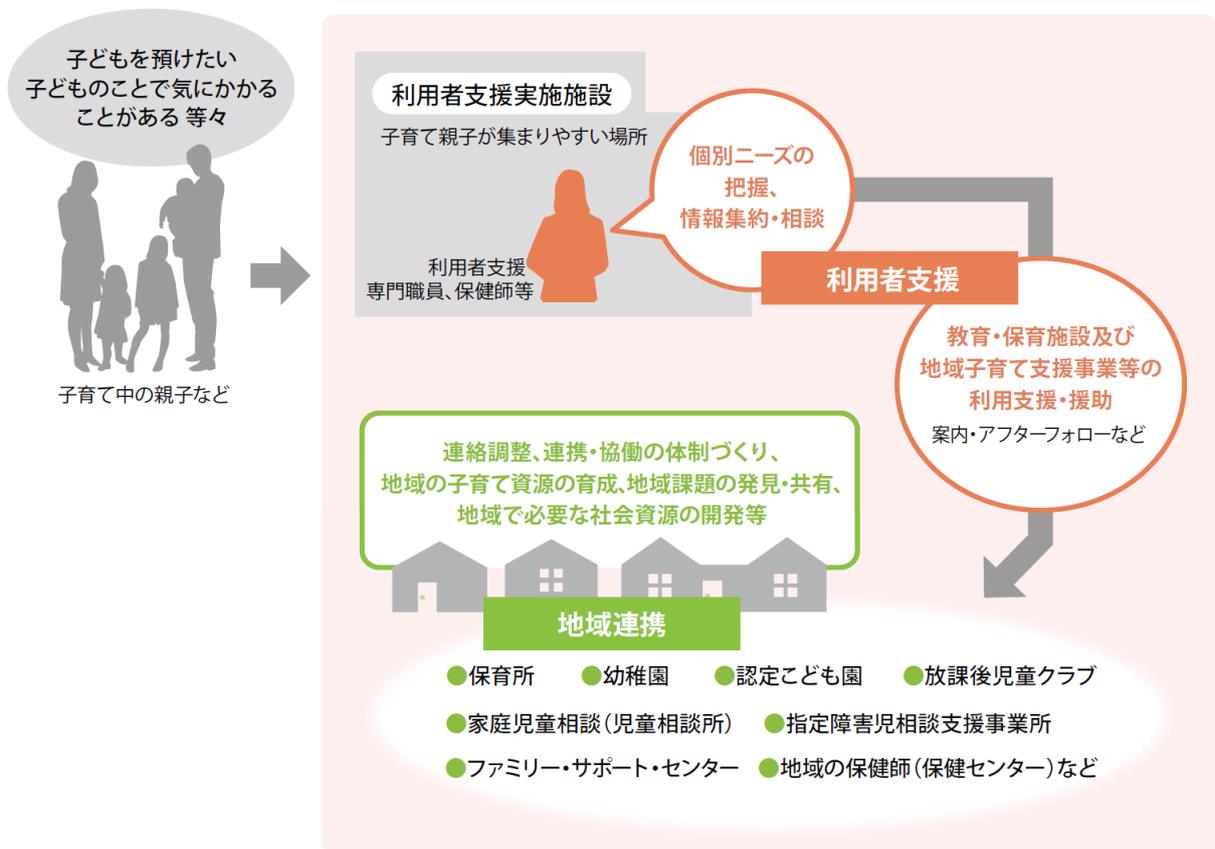
子ども及びその保護者等、または妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるようサポートする事業です。主な事業内容は次の2つになります。

### 利用者支援

子育て家庭の「個別ニーズ」を把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用に当たっての「情報集約・提供」「相談」「利用支援・援助」を行います。

### 地域連携

子育て支援などの関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行い、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域に必要な社会資源の開発等を行います。



## ■事業実施の形態

利用者支援事業の実施については、「基本型」「特定型」「母子保健型」のいずれかの形態を選択することになります。

<b>基本型</b>	<b>利用者支援</b> と <b>地域連携</b> を共に実施する形態 主として、行政窓口以外で、親子が継続的に利用できる施設を活用します。
<b>特定型</b>	主に <b>利用者支援</b> を実施する形態 主として、行政機関の窓口等を活用します。※地域の連携については、行政がその機能を果たします。 例：横浜市「保育コンシェルジュ事業」
<b>母子保健型</b>	保健師等の専門職が全ての妊産婦等を対象に <b>利用者支援</b> と <b>地域連携</b> を共に実施する形態 主として、保健所・保健センター等を活用します。※継続的な把握、支援プランの策定を実施します。